

野辺地町国民保護計画の修正概要

1. 趣 旨

本町では、武力攻撃や大規模テロなどの不測の事態に備えて、「国民保護法」（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律：平成 16 年法律第 112 号）に基づき、平成 19 年 3 月に「野辺地町国民保護計画」を策定した。

その後、国民の保護に関する基本指針（最終変更：平成 29 年 12 月）や青森県国民保護計画（最終変更：令和 6 年 7 月）の変更及び本町地域防災計画（最終改正：令和 5 年 3 月）の改訂等があり、計画の追加及び変更等の必要が生じたため、本計画を一部修正するものである。

表 国民保護に関する法律、指針、県計画、町計画等の改正・変更のながれ
(令和 6 年 9 月現在)

年次	○事態対処法	○国民保護法	○国民の保護に関する基本指針	○青森県国民保護計画	■野辺地町国民保護計画	【参考】野辺地町地域防災計画
H15	H15. 6. 13 制定					
H16		H16. 6. 18 制定				
H17	この間、 随時、 改正あり	この間、 随時、 改正あり	H17. 3. 25 作成			
H18				H18. 3 作成		
H19			H19. 1. 9、 H19. 10. 5 変更		H19. 3 作成	
H20			H20. 10. 24 変更	H20. 3 変更		
H21			H21. 11. 6 変更			
H22			H22. 11. 9 変更	H22. 3 変更		
H23						
H24						
H25			H25. 3. 22 変更			
H26			H26. 5. 9 変更			
H27			H27. 12. 15 変更			
H28			H28. 3. 29、 H28. 8. 24 変更			H28. 5 改正
H29			H29. 12. 19 変更	H29. 2 変更		
H30						
R1 (H31)				R 元. 6 変更		
R2				R2. 7 変更		
R3	R3. 5. 19 最終改正					
R4		R4. 12. 9 最終改正		(R4. 1 市町村国民保護計画の変更の手引 変更)		
R5				R5. 7 変更		R5. 3 改正
R6				R6. 7 変更	R6 変更予定	

2. 主な修正内容等

(1) 「国民の保護に関する基本指針」、「青森県国民保護計画」、「青森県市町村国民保護計画変更の手引」における変更等への対応

No.	内容	主な該当箇所
1	「市町村国民保護モデル計画 (H18.1)」において、緊急対処事態への対処は、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行うとしていることから、「青森県国民保護計画」と表記をそろえ「武力攻撃事態等」を「武力攻撃事態等又は緊急対処事態」と併記し第5編を削除	第1編第1章1 第5編（削除）
2	NBC（核・生物・化学）攻撃の場合の対応を追加	第1編第5章1
3	安否情報システム運用開始に伴う変更	第2編第1章第4 3
4	大規模集客施設における滞在者の避難等を追加	第2編第1章第5 2
5	関係機関の組織改編等に伴う変更	第2編第2章5
6	政府現地対策本部長が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会への参加	第3編第3章1
7	全国瞬時警報システム J-ALERT、緊急情報ネットワークシステム Em-Net の運用開始に伴う変更	第3編第4章第1 2
8	弾道ミサイルの発射事案を想定し、弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることや地下施設等を避難施設に指定することを追加	第3編第4章第2 4
9	安否情報の照会の際の理由、照会者本人確認に必要な事項等の追加	第3編第6章3
10	武力攻撃原子力災害への対処を追加	第3編第7章第4 1

(2) 野辺地町地域防災計画との整合及びその他の最新の状況の反映

No.	内容	主な該当箇所
1	一般状況（気候、人口等）を最新の状況に変更	第1編第4章3
2	町の機構改革に伴う組織・体制の見直し等	第2編第1章第1 1
3	野辺地町地域防災計画（令和5年3月修正）町災害対策本部体制との整合	第3編第2章2
4	資料編の変更	資料編